

## 賦課金（組合費）について（土地改良法第36条）

窓口納付の方は **5月1日(火)** までに納めてください。  
 口座振替の方は **5月1日(火)** が振替日です（必ず残高確認してください）

納期日を過ぎますと、延滞金が発生します

- ・振替できなかった場合は、5月中旬に納付書をお送りいたしますので、お近くの農協窓口または土地改良区の窓口にて現金でお納めください。
- ・口座振替納付の場合は、5月中旬に領収書が発行されます（ハガキ様式）。

平成30年度の賦課金（組合費）

**1,000㎡当り 3,000円**

【算出方法】 賦課面積×単価＝賦課金

組合費の納入は、

便利なJA（農協）・ゆうちょ銀行（郵便局）の  
 口座振替をご利用ください

【取扱金融機関】 JA太田市・JA邑楽館林・

JA新田みどり・JA足利・ゆうちょ銀行

- ◆土地改良区では、6月30日をもって未納者の方々へ督促状を送付いたします。  
 7月1日以降に納付される場合は、督促手数料が加算されますので、ご注意ください。

### ◆賦課金未納・滞納について◆

賦課金の未納・滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与えます。負担の公平性を保つため、未納・滞納対策を実施しています。当土地改良区では、地域の代表者（役員・総代）の協力を得て、電話による催促、戸別訪問等を行い、納付のお願いをしています。

現在、悪質と判断されるなどの組合員に対し、踏み込んだ対応（法的措置等）の取り組みを進めています。特別な事情により、分納、一部納付等でご相談されたい場合は、当土地改良区会計課までご連絡ください。

### ◆長期滞納者に対して、滞納処分を執行しました◆

平成29年6月30日土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分を執行いたしました。

## 農地が異動になった場合は、届出が必要です（土地改良法第43条）

- ◎農地の売買・貸借・贈与・交換などをしたとき。
- ◎農業者年金受給のため経営移譲したとき。
- ◎生前贈与または、組合員死亡により名義変更したとき。

このような変更があるときは

『資格異動届』を提出してください。

（次ページの様式をご利用ください）



- ◎田を宅地等に転用したとき。
- ◎田を公共事業用地として転用したとき。  
 （道路・公園・河川等）
- ◎田を畑に転用したとき。

このように田を転用するときは

『農地転用届』を提出してください。

転用面積に応じ決済金がかかります  
 （土地改良法第42条）

平成30年度の決済金

**1㎡当り 166円**

内 訳

経常決済金.....1㎡当り 164円

県営団体営決済金.....1㎡当り 2円

○お困りの点がございましたら、各地区を担当している総代の方にもご相談ください。